

JGS Webinar 2021.03.18

第6回 特許・実用新案、意匠、商標の国際化」を聴いて

デルパンジャパン(株) 近藤 雪絵 (jsc 会員)

2021.3.18 JGS Webinar 「特許・実用新案・意匠・商標の国際化」というテーマで勉強会が開催されました。

講師：辻本法律特許事務所 所長 辻本 希世志氏

弁護士・弁理士・ニューヨーク弁護士

辻本先生は 法務/知的所有権/事業提携・M&A をご専門とされ、多数の研究・論文を
発表。また、著書も数多く出版されています。

国際的に活躍されていますが、なかでも、「意匠のことなら辻本先生に！」と言われるほどで、
今回は知的財産権である意匠・商標にフォーカスを当て、過去の実例も取り上げながら具
体的に分かりやすく、お話してくださいました。

まず始めに、知的財産の制度とは・・・

自由競争の社会でジュエリー業界もたくさんのデザインやアイデアに溢れ、少しでも他社より
優れたモノを数多く販売したいと、ブランド・各社が競い合っています。

その中で、知的財産(特許・実用新案・意匠・商標)を特許庁へ出願し、登録することにより
自らが開発した独自のデザインやブランドを模倣から守り、法律のもとで一定期間もしくは半
永久的に独占権を主張できるという制度です。そしてこれは、産業や文化の発展の為のもの
であるという認識も必要です。

意匠（デザインの保護）※三次元の形態(立体)を保護してもらうもの

出願方法

6(7)面図または写真を提出する

正面、背面、右側面、左側面、平面、底面、(斜面)

有効期間 25年

出願の原則 公開前(公開後でも一年以内なら認められることもある)

出願のテクニックとして

ある程度、模倣を予測しておくこと。

☆ 部分意匠・・・部分的に類似していれば権利を得られる

☆ 関連意匠・・・少し形状が変わっても類似と判断される

出願し忘れていて、コピー品が出てきた場合・・・

不正競争防止法で意匠の場合は、デザインを3年間保護することができますので、模倣(類似)品に対して製造販売の中止などの要求ができます。

ただし、「知らなかった」という弁解が通ってしまうこともあるので、やはり意匠登録をしておくことをお勧めします。